

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	福祉部

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>I. 歳入について</p> <p>(1) 老人福祉施設管理運営事業の諸収入について</p> <p>老人福祉施設管理運営事業では、岐阜市が所有する「ふれあいの館(白山)」の一部を「白山デイサービスセンター」へ間貸しているが、賃料を徴収していない。施設費(賃料)を岐阜市が負担することは公平性に欠けるとともに、デイサービス事業も民間へ委託するという市の方針も鑑みれば賃料を市が負担することは整合性を欠くといえる。従って、今後「白山デイサービスセンター」より賃料を徴収する必要がある。</p>	<p>本市では、デイサービスセンター等の第二種社会福祉事業について、第一種社会福祉事業の施設整備に併せて計画的整備を図るとともに、社会福祉法人(法人設立認可を含む)を育成し、社会福祉サービス提供体制の確保と適切な利用の推進に向け、補助金の支出、市有財産の無償貸付等の助成及び指導・監督に努めてきた。(社会福祉法第58条)</p> <p>本市は現在、市有施設及び施設整備費補助施設におけるデイサービスセンターの全てを社会福祉法人の設置経営として運用するなか、白山デイサービスセンターについては、社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団へ無償貸与を条件として民営化している。</p> <p>上記を踏まえ検討の結果、良質な福祉サービスの安定的な提供について社会福祉法人が担うべき役割は、今後一層期待されるところであり、現状、白山デイサービスセンターに限らず各社会福祉法人への市の対応処遇は整合していると考えられる。</p> <p>一方的な賃料徴収は福祉行政の質の低下を招く懸念があり、政策上の後退となりかねない。また、法人の撤退等、利用者支援の立場からそのマイナスの影響をも深く勘案すべきものである。</p> <p>民間との公平性の問題は、むしろ参入しようとする新規事業者への要件緩和を行う方向で斟酌整理すべきと判断する。</p> <p>よって、当面は社会福祉法人がする社会福祉事業の用に供する市有財産の賃料の徴収については、なお従前の例によることとしていきたい。</p> <p>なお、市有財産の無償貸付は、各々決裁済みのところであるが、賃料徴収への移行については、全国的動向や他団体との整合性を踏まえて法人と協議、合意形成を図りつつ今後とも検討を重ねるものとする。</p> <p>(平成19年10月23日)</p>
<p>(2) 施設措置事業における自己負担額の徴収について</p> <p>(ア) 老人保護施設措置事業における自己負担額の徴収手続について</p> <p>岐阜市の老人保護施設措置事業における自己負担額の徴収手続では、毎回送付される納付書及び督促状には単月分の請求金額しか記載されないため、入居者(又は扶養者)は未納額の総額を把握していない可能性がある。</p> <p>入居者(又は扶養者)が未納額の総額を把握していないと、延滞債権の回収が困難となるため、入居者へ残高を常時伝える必要がある。</p>	<p>入居者については、適正な金銭管理に不安のあるものも多く、施設の協力により、未納額を把握させており、医療費などの緊急の出費がない限り、長期の滞納はみられない。扶養義務者については、一部に長期の滞納者があり、数ヶ月毎に残高を請求している。</p> <p>(平成19年10月23日)</p>
<p>(イ) 不納欠損処理のルールについて</p> <p>岐阜市の老人保護施設措置事業での不納欠損処理のルールが不明確である。電話などで連絡が取れる状態(債務者が引越し等を行ってない)であれば、たとえ回収が全くされなくても不納欠損しないこととしているが、時効の中断は認められないと考えられる。</p> <p>従って、債権に係る最終の一部入金時より5年が経過した時点で不納欠損処理を行う等、不納欠損のルールを明確にする必要がある。</p>	<p>不納欠損の処理については、地方自治法第236条、金銭債権の消滅時効の規定により、適正に実施する。</p> <p>(平成19年10月23日)</p>

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	福祉部

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(ウ) 債権回収努力の向上について 債権の回収にかかる不納欠損処理は、十分な回収努力を行った後なお回収が困難な債権について行うものである。従って、上記(イ)のように解釈上の手段で不納欠損金額を少額にするのではなく、職員が債権回収努力を向上させることによる滞納額の減少により不納欠損金額を減少させる必要がある。</p>	<p>長期の滞納者は、扶養義務者であり、施設との関わりもなく連絡すら取れないため、苦慮しているが、地道に請求していく。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>II. 補助金について (1) 老人クラブ連合会運営費補助金 岐阜市では当該補助金に対する要綱はなく、「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について(平成4年3月2日 厚生事務次官通知)」を基礎に補助金額を計算しているが、補助金支給に関する意思決定等は岐阜市が行っているものであるから、岐阜市で要綱を作成することが望ましい。 また、補助金申請に関する伺書において、平成17年4月1日現在のクラブ数、会員数が誤って平成16年4月1日現在の数値が記載されていたため、今後正確な記載を行う必要がある。</p>	<p>老人クラブ連合会運営費補助金の支給は、市として、国の「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について(平成4年3月2日 厚生事務次官通知)」に基づき行うものとしての意思決定を決裁処理で行っており、要綱は必要ないとする。 クラブ数、会員数の数値が誤って記載されていたが、平成18年度より正確な記載がされていた。今後も正確な記載をするよう指示した。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(2) 各単位老人クラブ事業運営費補助金 各単位老人クラブがどの程度活動しているかの把握について、岐阜市では528団体すべてのクラブについて事業等実績報告書を入手しているが、実際に領収書の確認をするなどの内容の吟味については行っていない。今後、定期的に一定数を抽出し領収書等の確認を行う必要がある。</p>	<p>各単位老人クラブの決算報告書において支払い内容に疑義が生じた場合は、必要書類を徴して指導する。 平成19年度より、地区毎に一定数の単位老人クラブを抽出して領収書等の確認を行いました。引き続き、今後も実施する。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年10月22日)</p>
<p>(3) ふれあいのまちづくり事業補助金 岐阜市では当該補助金に関する要綱を作成していないが、人件費補助を中心とした継続的な補助金であるため、要綱を作成することが望ましい。また、補助金支給に対する効果の測定が不十分であるため、地域住民の感想を把握する等により効果の測定を実施する必要がある。</p>	<p>ふれあいまちづくり事業補助金の補助対象は限られており、事業内容は予算の議決を経ている。市の意思決定は決裁処理を行っており、要綱は、必要ないとする。 ふれあいのまちづくり事業(相談やイベント等)については、アンケート調査を実施している。住民の意向を反映した事業内容とし、その効果が明確に把握できるよう、指示した。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	福祉部

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(4) 軽費老人ホーム事務費補助金 非効率な経営をしている社会福祉法人については固定費に相当する人件費及び設備費等を削減するよう助言し、補助金の金額を減額するよう努力することが望ましい。</p>	<p>この補助金は、国の通知に従って補助金額が決定されるもので、市の裁量はないものの、減額の努力は必要と考え、予算措置する。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年10月22日)</p>
<p>(5) 住宅改修支援事業助成金 岐阜市は、住宅改修支援事業助成金について、各個人からの申請書類及び工事実績の写真是原則入手しているが、申請書類の中には工事前の状態の写真が欠落しているものも複数散見されたため、今後写真を全件入手する必要がある。また、岐阜市では実際の工事現場について視察は行っていないため、サンプルで現場を抽出し実際に工事が実施されたか等について確認する必要がある。</p>	<p>介護保険の住宅改修に伴うものであり、本工事に住宅改修費が支給されたものに限り助成金を給付している。書類審査において、工事内容・写真等により全件のチェックを行い、施工後には一部を抽出し現場検査を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年10月22日)</p>
<p>(6) 岩戸サンホーム運営費補助金 岩戸サンホームに対する補助金について、運営費の不足分を補助金として支出しているが、利用に対する費用は本来利用者負担であり、これに対して補助金を支給するべきではない。過去の経緯等を鑑みれば、補助金を廃止することには、抵抗があると思われるが、金額も少額であり補助金を支出することの必要性について、検討が必要であると思われる。</p>	<p>平成18年度末の入居者は、定員50に対して、34と安定した運営のため必要と思われる8割の入所者(40)を大幅に下回っており、施設の財政状況は逼迫している。施設も他の施設と比較するとかなり人件費を抑制するなど、老朽化への対応等努力しているものの、根本的な解決には至っておらず、入居者の安定した生活を守るためにも必要な補助金である。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(8) 各地区敬老会運営費補助金 (ア) 補助事業等実績報告書について 補助事業等実績報告書の提出期限は、事業を完了した日から1ヶ月を経過した日または事業が完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早いほうと定められている。しかし、提出期限までに補助事業等実績報告書が提出されていない自治会連合会が7件あった。要綱に定められている期限内に補助事業等実績報告書の提出を求める必要がある。</p>	<p>地区敬老会運営費補助金に係る事業実績報告書の提出期限遅延については、平成18年度以降については、補助金決定通知書交付の際に提出期限の遵守を求めた。 平成19年度実施分については、要綱に定められている期間内に補助事業等実績報告書が提出された。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年10月22日)</p>

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	福祉部

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(4) 出席状況について 高齢者に元気に敬老会に出席してもらおうことが敬老会を実施する目的の1つであるから、出席という目的が達成されたかを確認する必要があると思われる。 従って、補助事業等実績報告書において、出席率等の報告も入手し、目的の達成度を検証することが望ましい。</p>	<p>平成19年度地区敬老会運営費補助金に係る事業実績報告書に参加人数の記入欄を設けた。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(9) 社会福祉施設整備及び設備整備補助金 (ア) 工事入札について 現在、入札の対象となっているのは、設計業務金額のみであり、監理業務については、入札とされず設計業務担当業者が監理業務も実施している。 従って、落札しようとする業者は、設計費を低くして監理費を高くすることも可能である。今後は、設計費と監理費の合計で入札を行うべきである。</p>	<p>入札は、平成19年度から設計費と監理費の合計で行う。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(イ) 補助対象先の選定について 事業者は、申請を行い、審査を受ければ建設費の補助金を受けることができる。しかし、平成17年度は、国から補助金が交付されるかどうか確定していなかったため、申請者が少なく、応募した2業者は全て補助金が支給された。 本来は、申し込み時と条件が変更されているのであるから、改めて募集を実施し、再度審査を行うことが、有効性、公平性の観点から妥当であると思われる。</p>	<p>今後は、公平性を保つよう再募集する。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>III. 委託料について (1) 指定管理者制度 (ア) 公募の実施状況について 指定管理者制度を導入した結果、全体的に委託料は、減少しており金額面からだけみれば、一応の成果があったといえる。 しかし、公募条件の中に「岐阜市に事務所がある者」という項目があり、応募業者が少ない。 今後は、公募条件を岐阜市に事務所がある業者に限定せず、広く一般に募集することを検討する必要がある。</p>	<p>次回の指定管理に関し、指定管理者制度推進リーダー会議等で募集のあり方について検討し、市内団体の活用・育成の観点から、また、緊急時の連絡対応を考慮し、前回と同様の基準で募集・選定を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成23年4月13日)</p>

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	福祉部

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(イ) みやこ老人センターの決算について みやこ老人センターについて、平成17年度予算32,287千円に対して、決算額21,189千円であり、差額11,097千円が発生している。これは、立替払いしている岐阜市社会福祉事業団の事務所の光熱費等を予算額は総額、決算額は相殺して純額で計上されているためである。予算と決算は同一の基準で行うべきである。</p>	<p>みやこ老人センターは、平成18年度から指定管理者制度を導入し、適正な価格にて管理委託している。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(ウ) 寿松苑について 寿松苑は、市の直営となっている。寿松苑についても、有効性、効率性の観点から指定管理者制度等の対象とすることについて検討する必要があると思われる。</p>	<p>寿松苑については、岐阜市新行政改革大綱の方針に基づき、平成21年度からの民営化を決定しており、現在その準備を進めているところである。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(2) 高齢者公衆浴場開放事業委託 (ア) 制度の有効性について 高齢者の孤独感を和らげ健康の保持、増進を図るという目的を達するには、老人間のコミュニケーションの場を提供する必要がある。1ヶ月に1度無料開放するだけでは効果が小さいと思われるので、要介護予防事業の開催と組み合わせるなど、グループで入浴しやすい機会を提供することが望ましい。公費を有効に老人福祉に役立てるため、本事業委託の有効性について再検討の余地がある。</p>	<p>高齢者公衆浴場無料開放日数の拡大について、浴場協同組合と協議したが、日数の拡大には委託料の増額が必至であり、現時点では予算措置が困難なため、現状で継続する。</p> <p>また、介護予防事業との組み合わせによる浴場開放事業についても浴場協同組合と協議したが、事業開催スペースの確保や予算措置等の問題があり、また、介護予防事業に関しては現在ほかの場所で実施していることから、高齢者公衆浴場開放事業委託については、現状維持とする。</p> <p style="text-align: right;">(平成21年4月23日)</p>

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	福祉部

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(イ) 委託料の算定について 岐阜市浴場共同組合から前年10月15日の入浴者数の報告を受け、これを基に委託料を算定している。岐阜市では入浴者数を確認していないため、同組合からの報告に誤りがあった場合委託料が正しく算定されない。適切な委託金額を算定するため、入浴者実績を正しく測定する方法について検討する必要がある。</p>	<p>岐阜市公衆浴場組合に対して入浴者数の報告について依頼をしている。 平成20年度から交付する「高齢者おでかけバスカード」は、シルバーカードとして併用できる。このカードには、シリアル番号が印字されているため浴場利用者が提示することにより容易に入浴者の個人情報も遵守される。このシリアル番号を記載した入浴者名簿を提出させることにより、実績が正しく測定できる。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年10月22日)</p>
<p>(3) 岐阜市老人健康農園事業委託 賃借料が発生する土地は倉庫部分56区画と農園部分775区画があり、このうち農園部分128区画は未利用地となっている。利用中の区画は同一箇所の中で分散していることから、未利用区画に対して支払う賃借料を節約できる余地がある。より一層の利用促進を図るとともに、利用区画が集約するよう促す等により、事業の効率化を検討すべきである。</p>	<p>老人健康農園の未利用区画利用促進を「広報ぎふ」で再募集行うとともに、日当たりが悪い場所などを返還するなどして事業の効率化に努めている。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(4) 岐阜市高齢者要介護予防事業委託・岐阜市高齢者家族介護教室事業委託 (ア) 各事業の開催場所について 参加者一人当たり委託料は、岐阜市社会福祉協議会よりも岐阜市医師会によるものが全般に高くなっている。同協議会では開催地を分散させているのに対して、岐阜市医師会では1箇所での開催であり、参加できる高齢者が限られるためである。 平成18年度からは同協議会との契約に一本化され、上記問題は解消したが、今後も同協議会が各地で実施する事業について、公平性の観点から実施回数に偏りが生じないよう対応していく必要がある。</p>	<p>市内にバランスよく高齢者介護予防事業、家族介護教室が開催できるような場所選定して事業に当たるように、岐阜市社会福祉協議会に対して指導を行った。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(イ) 運動指導事業の委託料単価について 運動指導事業の1回当たり委託料単価は、他事業と比べ3.5倍以上であり、参加者1人当たり委託料は他事業の3倍から6倍となっている。高コストかつ個人向けの性格をもつサービスを行政サービスとして実施することは、費用対効果の観点から有効な事業といえるか疑問である。今後とも委託料単価の引下げについて協議し、コスト低減を図ることが望まれる。</p>	<p>平成19年度から運動指導事業の1回当たり委託料単価を、社会福祉協議会と協議し、コスト低減を図った。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	福祉部

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(5) 在宅介護支援センター運営事業委託 地域型在宅介護支援センターへ支払う委託料は、①実態把握事業と②介護予防プラン立案事業については件数に応じて支払われているが、その他の5事業については、基本事業料として事業ごとに定額(2,775千円)が支払われているのみである。 より質の高いサービスを提供するためには、さらに従量制にウェイトを置く等の動機付けが有効であったと考えられる。なお、この制度は平成18年度から廃止されている。</p>	<p>改正介護保険法の施行に伴い、地域包括支援センターを設置したため平成17年度末に廃止した。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(6) 岐阜市配食サービス事業委託 配食サービス事業の目的は、食事の配達と高齢者の安否確認にあるため、正確な安否確認と迅速な連絡が求められる。実施要綱等によると、手渡しを原則としており、平常時は有効に機能するが、不在時の対応に触れておらず、緊急時に不在とみなされ放置される危険性がある。例えば不在時は「不在」の札を表示してもらい、緊急時と区別できるようにするといったもう一歩進んだサービスを利用者が選択できるようにすることが望ましい。</p>	<p>要綱では、配達に際しては、利用者の安否確認等を行い、その際健康状態等に異常があったときは、必要に応じて関係機関との連絡、調整等を行うよう規定している。また、利用者の不在時の取り扱いについては、委託契約の仕様書により、あらかじめ利用者と事業者との協議により対応するよう規定している。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>IV. 扶助費について (1) 高齢者バス優待乗車券助成事業 バスカードの配付は、毎年4月に公民館等で1年分(4,800円)を交付しており、70歳以上の高齢者は認印だけで一律に交付を受けることができる。 財政的負担を軽減しつつ有効な福祉制度として運用していくためには、交付する必要性の無い人に交付しないで済むようなルール作りが必要である。従って、交付方法の見直しや、交付条件の追加、本人だけが利用できる仕組みづくり等について、検討する必要がある。</p>	<p>現行の磁気式の敬老バスカードが、平成20年4月以降は使用できなくなるため、額面3,000円で、終日2割引で永年使用できる個人バスカードを申請に基づき交付をする制度を導入した。 名称は「高齢者おでかけバスカード」とした。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年10月22日)</p>
<p>(2) 住宅改善促進助成事業 予算46,800千円に対して、実績額が29,956千円と大幅に少なかった。しかし、予算を大幅に下回った原因について、明確な分析がなされていない。また、過年度に比べても、平成17年度は、大幅に実績金額が減少しており、減少理由について、原因分析が必要である。</p>	<p>予算要求において、過去の執行状況や他都市の状況等を十分検討し、適正な予算措置をする。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年10月22日)</p>

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	福祉部

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>V. 寿松苑について</p> <p>(1) 入所料(自己負担金)の徴収延滞状況及び徴収遅延に伴う延滞金について 入居者の施設費のうち扶養義務者が負担するものに関する延滞がある場合、滞納の事実について、入所者及び寿松苑事務担当者に岐阜市より通知がなされていない。滞納料金の回収を行うためには、岐阜市より寿松苑事務担当者に連絡を行い、寿松苑事務担当者から入所者に扶養義務者の所在を確認することで、督促を行うべきである。</p> <p>寿松苑では入居者の通帳を預かり、寿松苑職員が入居者の自己負担額の振込み作業を代行している。自己負担額の徴収事務手続を代行している寿松苑職員の事務手続遅延を起因とし、平成17年度では10,117,650円が納期までに納付されなかった。寿松苑職員は納期限を強く意識し、今後延滞が発生しないよう努力する必要がある。</p> <p>また、上記の延滞債権については岐阜市では条例に定められている延滞金を徴収しておらず、また事務手続を行う寿松苑職員も延滞金徴収手続を実施していない。今後、条例違反とならないよう延滞金を徴収する必要がある。</p>	<p>現在は担当者が相互に連携し、扶養義務者への電話催告等により早期に対応している。また、寿松苑利用者の自己負担についても生活指導をしながら遅延のないようにしており、担当職員も納付期限を強く意識している。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(2) 賄材料費(需用費の内訳)について 寿松苑が賄材料費として購入している牛肉は1年を通じて飛騨牛を中心に使用している。岐阜市が当該施設を運営する目的は、経済的等の理由により生活が困難である高齢者に対する福祉活動として行政が介入することにあるため、賄材料費に高級食材を頻繁に使用することは設置趣旨に適合していないといえる。高級食材を含む運営費等について市税で賄われているため、施設設置趣旨に照らして適切な水準の食材等を使用すべきである。</p>	<p>現在、施設設置趣旨に照らし、適切な水準の食材を使用するとともに、指摘事項にある牛肉は、飛騨牛中心からより安価な牛肉中心へと変更している。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(3) 人件費について 寿松苑では、入居者数が近年減少傾向にあるが、職員等の人数及び作業時間は減少しておらず、人件費が多く歳出されている。今後、入居者人数が今後も減少するのであれば、人件費を低く抑えるよう努力する必要がある。</p>	<p>職員の嘱託化を継続して推進している。 なお、平成19年度は職員13名、嘱託9名となっており、平成18年度と比べると職員1減、嘱託1増となった。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	高齢者福祉事業について
種類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担当	福祉部

指摘事項	措置状況
(4) 生活管理短期宿泊事業について 生活管理短期宿泊事業の利用実績は、利用見込みに比べて、大幅に少ない。利用実績が少なくなっているのは、民間の介護サービスの普及や、短期宿泊事業のニーズが少なくなってきた等の理由が考えられる。今後は、事業そのものの必要性について、検討する必要がある。	近年利用延べ日数が減少傾向にあったものの、平成19年度は需要が非常に多くなっている。よって、事業は必要であると思われ、それに見合った予算計上を行った。 (平成20年10月22日)
(5) 固定資産管理について 固定資産台帳と固定資産の現物を照合して現物を確認するという規定がなく、固定資産の現物確認作業が実施されていない。固定資産の現物確認作業は単に実在性を確かめるだけではなく、固定資産の稼動状況や維持管理状況も把握することが出来る重要な作業である。従って、規定を設け適時に現物管理を実施することが重要である。	平成21年4月1日の寿松苑民営化に伴う「備品譲渡契約」のため、平成19年度に実施した備品台帳との照合により「備品内訳明細表」を作成、それには使用(管理)場所を明記した。 また、職員による各室の管理責任担当者を決め、各室における備品の確認(現物管理)・整理整頓の徹底等を行った。 (平成21年4月23日)
(6) 委託料について (ア) 支出負担行為書の記載について 夜間警備委託にかかる支出負担行為書において、契約方式が、実際は随意契約であるにもかかわらず、指名競争であるとして決裁が行われていた。支出負担行為書は、契約の決裁を行う重要な書類であり、実態と合致していない記述をした書類を使用して決裁を行ったことは妥当とはいえない。実際の契約方式を正しく記載し、適切な決裁を行う必要がある。	平成18年度以降、支出負担行為には正しく契約方式を記載している。 (平成19年10月23日)
(イ) 予算超過処理について 委託料の合計について、予算額が21,923千円に対し、決裁額が25,040千円と3,118千円も予算を超過することとなった。この主な理由は、予算額を、前年度を基準として設定したためであり、今後は、適切な見積もりに基づいて予算を設定する必要がある。また、予算不足分については、需用費の賄材料費より流用しているが、当初の賄材料費の予算が過大であった可能性がある。	委託料について、決裁額が予算超過となることのないよう適切に計上した。また、賄材料費についても過大予算とならないよう、実績を踏まえ、適切に予算計上した。 (平成20年10月22日)

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	福祉部

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(ウ) 落札率について 委託契約の落札率をみると、ほとんどの契約が予定金額と落札額が同額もしくはそれに近い金額、すなわち落札率が100%近いという結果となっている。 この要因は、「予定金額は前年度落札額をそのまま使用しているため、落札率が100%近いという結果になった」ということであるが、予定金額は、前年度落札額をそのまま使用するのではなく毎年業務に必要な費用を計算して算定すべきである。</p>	<p>予算計上の際、極力前年度落札額とならないよう配慮した。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年10月22日)</p>
<p>(7) 備品購入費について 予算は、一般生活費365千円(1人月320円×95人×12月)として算定されている。一般生活費という名目で予算をとった場合、予算の名目が曖昧である。実態は、備品購入費であり、備品購入費という目的を明らかにして予算をとることが望ましいと思われる。</p>	<p>平成18年度予算より事業に必要な備品名を計上している。また、平成19年度からは、「一般生活費」という名目を削除した。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(8) 嗜好品扶助費について (ア) 嗜好品扶助費の支給の趣旨について 嗜好品扶助費の支給について、支給にかかる要綱がない。また、起案書及び支出負担行為兼支出命令書等の決裁書類に、支給に係る趣旨が記載されていない。 生活保護法をよりどころとして支給しているということであるが、そうであればその旨を決裁書類に明確に記載するべきであると思われる。</p>	<p>平成19年度より、嗜好品扶助費の支給にかかる決裁には支給理由という形で記載している。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(イ) 嗜好品扶助費の支給金額について 嗜好品扶助費の算出基礎について、平成16年度国民年金給付額(年額)の満額を基礎に算定している。しかし、一般の高齢者の中には国民年金を満額支給されていない人も存在するので、国民年金給付額(年額)の満額を基礎として算定するのではなく、国民年金給付額(年額)の満額に岐阜市の平均支給率等を加味して算定することが、公平性の観点から望ましいと思われる。</p>	<p>平成21年度からの民営化に向け、現在、支給要綱を作成中である。 嗜好品費扶助費の支給金額については、 ①介護施設入所者加算相当額 (生活保護費支給単価から準用) ②国民健康保険料額 ①、②の合算から算出している。</p> <p style="text-align: right;">(平成21年4月23日)</p>

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	福祉部

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>VI. 社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団について</p> <p>(1) 岐阜市社会福祉事業団の事務所の家賃について</p> <p>岐阜市社会福祉事業団は、岐阜市の所有する建物（岐阜市福祉健康センター5階の一部）を本部事務所として使用している。管理経費としての水道光熱費及び業務委託費については按分計算して負担しているが家賃は徴収されていない。</p> <p>岐阜市社会福祉事業団は、岐阜市とは独立した組織であるため、岐阜市は事務所の家賃について使用料を徴収すべきである。</p>	<p>岐阜市社会福祉事業団は、「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(四六通知)に負うところにより、100%岐阜市出資のもと設立認可され、その役割を果たしてきたが、近年、新たな役割の付与や機能の充実とともに、住民の需要に応じた利用者本意のきめ細かな福祉サービスの拡大提供に向けた、積極的な経営が望まれる等、事業団を巡る社会経済情勢は大きく変化している。</p> <p>良質な福祉サービスの安定的な提供かつ積極的・効率的な経営について事業団は、先駆的役割が期待されるものであり各種の改革を実施している。事業団本部事務所の運用について、独立した組織としての透明度の高い経営が望まれるのは当然のことである。</p> <p>上記を踏まえ検討の結果、事業団事務所(本部)賃料については、徴収する方向で法人と協議し合意形成を図る。なお、徴収の時点については、全国的動向及び他団体との整合性を踏まえ、法人の志気の低下あるいは福祉行政の質の低下をきたさないよう、また利用者支援の立場からそのマイナス影響を排除しつつ合意決定する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(2) 退職給与引当金繰入について</p> <p>岐阜市社会福祉事業団は、職員退職金規程に基づき、自己都合要支給額を退職給与引当金として繰入計上しているが、その全額を本部経理区分で一括計上している。また、実際の退職者に支払った退職金も本部経理区分で一括処理している。</p> <p>各経理区分の適正な損益計算を把握するためには、本部経理区分で一括して計上するのではなく、それぞれ所属する職員の経理区分に応じて退職給与引当金の繰入額を計上すべきである。</p>	<p>平成19年度に入り、年度途中で発生した退職者から、退職金相当額を取り崩し、それぞれが所属する経理区分から、退職金を支出した。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>VII. 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会について</p> <p>(1) 人件費について</p> <p>(ア) コーディネーターの勤務時間の把握について</p> <p>岐阜市社会福祉協議会では、コーディネーターの勤務時間のうち、「ふれあいのまちづくり事業」(岐阜市の補助事業)に係る勤務時間とその他の業務に係る勤務時間を各50%と定率で決定している。また、コーディネーターの実際の各業務の勤務時間を集計していない。人事管理上勤務時間及び勤務内容を記録する必要がある。</p>	<p>地域福祉活動報告書により把握につとめている。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(イ) 変則勤務手当について</p> <p>現在、岐阜市社会福祉協議会では、ホームヘルパーの人件費に対して変則勤務手当(月額8,000円)を支給している。変則勤務手当とは、ホームヘルパーの勤務時間が利用者の都合により不定となるためその迷惑料として追加で支給する手当であるが、ホームヘルパーとしての報酬及び超過時間手当等はすでに支給しているため、変則勤務手当は不要であるといえる。</p>	<p>平成19年度より変則勤務手当の支給を廃止した。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	高齢者福祉事業について
種類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担当	福祉部

指摘事項	措置状況
<p>(ウ) 岐阜市社会福祉協議会の給与体系について 現在、岐阜市社会福祉協議会の人件費（コーディネーターを除く）は、岐阜市の給与体系を基礎に計算しているが、より効率的かつ実態に即した独自の給与体系を定め、規定を整備することが望ましい。</p>	<p>地域手当率を1%に据え置いており、独自の規定を整備している。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(2) 固定資産について (ア) 減価償却費の計上漏れについて 平成18年1月1日に岐阜市と柳津町が市町村合併したことに伴い、旧柳津町社会福祉協議会が保有していた固定資産について、岐阜市社会福祉協議会では平成18年3月分の減価償却費（18,360円）を計上していなかった。岐阜市社会福祉協議会では当該固定資産について合併時（3月1日）に取得しているため、固定資産の受入帳簿価額を修正するとともに3月分の減価償却費を計上する会計処理が適切であったといえる。</p>	<p>旧柳津町社協において、1年分の減価償却費が計上されていたため、市社協においては計上しなかったものであり、旧柳津町社協も含めた決算書の修正については不可能であると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(イ) リース台帳の作成について 現在、岐阜市社会福祉協議会でリース台帳を作成していない。リースにより賃借している固定資産については、自社所有の固定資産同様に物品管理する必要があるため、リース資産台帳を作成し、現物との照合を行う必要がある。</p>	<p>リース台帳については、作成した。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(ウ) 車椅子等の台帳管理について 現在、岐阜市社会福祉協議会では、寄附等により取得した車椅子を台帳で記録していない。寄附により取得したもので現金支出を伴わず、1台当たりの金額は少額であるため決算書には計上されないが、台帳による管理は行う必要がある。</p>	<p>車椅子の台帳については、作成した。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(3) 賃借料（事務費及び事業費）について 現在、岐阜市社会福祉協議会の事務局として事務所部分を岐阜市の所有する建物より無償で賃借しているが、岐阜市とは独立した組織であるため、事務所部分の家賃について、岐阜市は岐阜市社会福祉協議会から民間と同様に一定の賃料を徴収する必要がある。</p>	<p>岐阜市社会福祉協議会は、昭和33年任意団体として発足、昭和42年社会福祉法人設立認可後、市政とともに地域福祉の増進を目的に寄与してきたが、近年、新たな役割の付与や機能の充実とともに、住民の需要に応じたきめ細かな福祉活動のネットワークづくりに向け、さらに積極的・効率的な経営が期待されている。</p> <p>協議会事務所の経営については、補助金交付組織として市との緊密な連携を図るとともに透明性の確保に努めるべきものである。</p> <p>上記を踏まえ検討の結果、協議会事務所（本部）賃料については、補助金交付の必要を終えた将来、徴収する方向で法人と協議し合意形成を図る。なお、徴収の時点については、全国的動向及び他団体との整合性を踏まえたうえで法人事業目的の衰退あるいは福祉行政の質の低下をきたさないよう、また利用者支援の立場からそのマイナス影響を排除しつつ合意決定する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	福祉部

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(4) 各福祉事業について (ア) 「ふれあいまちづくり事業」の市民アンケートについて 現在、岐阜市社会福祉協議会では「ふれあいまちづくり事業」の記録として、市民のアンケート等については実施していない。「ふれあいまちづくり事業」については岐阜市の補助金で運営されているため、市民のニーズ等を的確に把握し、岐阜市の補助金に係る効果測定的基础とする必要がある。</p>	<p>ふれあいまちづくり事業(相談やイベント等)については、既にアンケート調査を実施しており、今後も市民の声をもとにした事業の実施に努めていく。また、アンケート結果など必要があれば報告する。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>(イ) 介護保険事業の運営について 現在、岐阜市社会福祉協議会では介護保険事業を行っているが、今後、地域福祉の推進を図るため、民間業者を指導する等の業務に移行することにより一定の公益性を確保しながら採算性の改善について努める必要がある。</p>	<p>今後も採算性を十分に考慮しながら、効率的、効果的な運営に努める。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年10月23日)</p>
<p>Ⅷ. 社団法人 岐阜市シルバー人材センターについて (3) 岐阜市所有の備品の管理について 岐阜市所有の備品について、備品台帳は作成されていない。受託者としてふれあいの館白山の施設の管理を委託されている以上、施設内の岐阜市の備品について市有備品台帳を作成し、毎事業年度1回以上備品台帳と現物照合を行って適切に管理していく必要がある。</p>	<p>市有備品の確認作業を完了し、備品台帳を作成し現物照合を行い管理を行っている。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年10月22日)</p>

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	高齢者福祉事業について
種類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担当	福祉部

指摘事項	措置状況
<p>(4) 岐阜市シルバー人材センターの事務所の家賃について 岐阜市シルバー人材センターは、岐阜市の所有する建物（ふれあいの館白山2階の一部）を本部事務所として使用している。管理経費としての水道光熱費については按分計算して負担しているが家賃は徴収されていない。 岐阜市シルバー人材センターは、岐阜市とは独立した組織であるため、岐阜市は事務所の家賃について使用料を徴収すべきである。</p>	<p>シルバー人材センターは、原則として市(区)町村単位に置かれており、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える重要な組織として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、都道府県知事の許可を受けた公益法人である。 岐阜市シルバー人材センターは、昭和60年社団法人として設立許可。以後、市とともに高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを目的に寄与してきたが、近年、新たな役割や機能の充実とともに、より多彩な活動に向け、さらに積極的・効率的な経営が期待されている。 センター事務所の経営については、補助金交付組織として市との緊密な連携を図るとともに透明性の確保に努めるべきものである。 上記を踏まえ検討の結果、センター事務所(本部)賃料については、補助金交付の必要を終えた将来、徴収する方向で法人と協議し合意形成を図る。なお、徴収の時点については、全国的動向及び他団体との整合性を踏まえたうえで法人事業目的の衰退あるいは福</p> <p>(平成19年10月23日)</p>
<p>IX. 介護保険事業について (1) 介護保険料徴収ルールの作成について 現在、岐阜市では普通徴収に係る未納者に対して、督促・催告手続きを行っているが、具体的な督促・催告方法については保険料グループの職員等各個人の裁量に任されており統一した書面でのマニュアル(ルール)は作成されていない。今後、岐阜市として徴収方法について書面でのマニュアル(ルール)を作成し、督促・催告業務を統一する必要がある。</p>	<p>介護保険料の督促・催告事務の取扱いについて職員の業務の統一を図る為の文書を作成した。</p> <p>(平成20年10月22日)</p>
<p>(2) 福祉用具購入保険給付及び住宅改修保険給付について 現在岐阜市では、福祉用具購入保険給付及び住宅改修保険給付について、利用者の提出する申請書(領収書、パンフレット、写真等を添付)を基礎に、職員が書面を審査し支払いを決定しているが、詐欺防止の手段等として実際に購入した用具及び改修された住宅を職員がサンプルで抽出し視察することにより現物確認する必要がある。また、一定の業者に用具販売元及び工事受注先が集中している場合には、当該業者の視察を定期的に行うことも効果的な方法であるといえる。</p>	<p>福祉用具購入保険給付については、申請の全件について必要性の事前チェックと毎月の申請から一部を抽出し、購入後の訪問調査を行う。 また、住宅改修保険給付については、事前申請時に工事内容・見積もり内容等のチェックを申請全件に対して行い、施工後の現場確認では、一部を抽出し、訪問調査を行う。</p> <p>(平成20年10月22日)</p>